

令和6年2月16日

県 連
専務理事・事務局長 殿

公益財団法人 全国法人会総連合
事務局長 柳 政 寿



国税庁からの依頼事項について

令和6年分の所得税については、今後、関連税制改正法案が成立した場合、定額減税が実施される見込みです。このたび国税庁より、下記の事項について周知依頼がありましたので、貴県連でのご対応並びに傘下単位会へのご連絡等について、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

記

1. 定額減税特設サイトへのリンク設定等（別紙）

国税庁ホームページ内に定額減税に関する特設サイトが開設され、制度周知用パンフレット等が掲載されています。

各会ホームページに別添リンクバナーを利用した特設サイトへのリンク設定、また、会報等に特設サイトURLや別添QRコードを掲載するなどして、会員等への制度周知にご協力をお願い致します。

◆定額減税 特設サイト

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>



注1. 全法連ホームページの「リンク等」ページにリンク設定されている場合は、掲載不要です。

注2. リンク用バナーは、統合プラットフォーム「登録文書」-「全法連公開文書」-「11. その他」-「15. 国税庁リンク用バナー」フォルダからもダウンロードが可能です。

2. 税務署主催の説明会開催に係る周知及びその他説明会への講師派遣（別紙）

税務署主催の説明会が開催される際、周知等の依頼が各会に直接なされる場合がありますので、ご承知置きいただくとともにご協力をお願い致します。

なお、各会で定額減税に関する説明会を開催する場合、税務署からの講師派遣も可能です。